

第 7 4 2 号
平成28年 5 月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	31	2
規 則	番号	頁数
・天理市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則	25	2
告 示	番号	頁数
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	1 2 9	8
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	1 3 0	8
・放置自転車等の保管について	1 3 1	8
・放置自転車等の保管について	1 3 2	8
・放置自転車等の保管について	1 3 3	9
・放置自転車等の保管について	1 3 4	9
・放置自転車等の保管について	1 3 5	10
・放置自転車等の保管について	1 3 6	10
・放置自転車等の保管について	1 3 7	11
・公示送達について	1 3 8	11
・放置自転車等の保管について	1 3 9	11
・放置自転車等の保管について	1 4 0	12
・放置自転車等の保管について	1 4 1	12
・平成28年度第 1 回天理市議会臨時議会の招集について	1 4 2	12
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	1 4 3	13
・放置自転車等の保管について	1 4 4	13
・放置自転車等の保管について	1 4 5	13
・放置自転車等の保管について	1 4 7	13
・放置自転車等の保管について	1 4 8	14
・放置自転車等の保管について	1 4 9	14
・放置自転車等の保管について	1 5 0	15
・国土調査法による地籍調査	1 5 1	15

・放置自転車等の保管について	1 5 2	15
・平成28年度一般会計補正予算(第 1 号)について	1 5 3	16
・放置自転車等の保管について の 2	1 5 3	18
・放置自転車等の保管について	1 5 4	18
・公示送達について	1 5 5	18
・放置自転車等の保管について	1 5 6	19
・放置自転車等の保管について	1 5 7	19
・放置自転車等の保管について	1 5 8	19
・放置自転車等の保管について	1 5 9	20
・放置自転車等の保管について	1 6 0	20
・天理市開発指導要領の一部改正	1 6 1	21
・放置自転車等の保管について	1 6 2	21
公 告	番号	頁数
・市有財産売払公告	20	21
・農用地利用集積計画について	21	24
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	8	24
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	5	24
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登 録した者の氏名を記載した書面の縦 覧場所について	4	24
公営企業	番号	頁数
・平成28年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	8	24
・平成28年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	9	25
・平成28年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	10	25
・平成28年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	11	25
・平成28年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	12	25

条 例

(平成28年 4 月21日 掲示済)

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 4 月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第31号

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 9 月天理市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第28条第 7 号イの表及び第43条第 8 号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同項第 3 号、第 4 号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

規 則

(平成28年 4 月20日 掲示済)

天理市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 4 月20日

天理市長 並 河 健

天理市規則第25号

天理市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

天理市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年 3 月天理市規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

（表面）

※受付番号

天理市指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型
介護予防サービス事業所指定申請書

年 月 日

天理市長 様

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

		※事業所所在市町村番号				
申請者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 —) (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種類別			法人所轄庁		
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 —)				
	事業所等の 所在地	(郵便番号 —)				
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする 事業の事業開始 予定年月日	既に指定を受け ている事業の指 定年月日	様式	
	地域密着型サービス					
	夜間対応型訪問介護				付表1	
	認知症対応型通所介護				付表2	
	小規模多機能型居宅介護				付表3	
	認知症対応型共同生活介護				付表4	
	地域密着型特定施設入居者生活介護				付表5	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				付表6	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				付表7	
	看護小規模多機能型居宅介護				付表8	
	地域密着型通所介護				付表9	
	地域密着型介護予防サービス					
	介護予防認知症対応型通所介護				付表2	
	介護予防小規模多機能型居宅介護				付表3	
介護予防認知症対応型共同生活介護				付表4		
介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合)				
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

様式第 3 号から様式第 5 号までを次のように改める。

様式第 3 号（第 3 条関係）

天理市指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型
介護予防サービス事業所指定事項変更届出書

天理市長 様

所在地

事業者 名称

代表者氏名 印

下記のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号												
指定内容を変更した事業所（施設）		名称												
		所在地												
サ　　ー　　ビ　　ス　　の　　種　　類														
変　更　が　あ　っ　た　事　項		変更の内容												
1	事業所・施設の名称	(変更前)												
2	事業所・施設の所在地													
3	申請者の名称													
4	主たる事務所の所在地													
5	代表者の氏名、住所及び職名													
6	定款及びその登録事項証明書又は条例等 （当該事業に関するものに限る。）													
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等													
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所	(変更後)												
9	運営規程													
10	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関													
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 病院等との連携・支援体制													
12	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項													
13	役員の氏名及び住所													
14	本体施設、本体施設との移動経路等													
15	併設施設の状況等													
変　更　年　月　日		年　　月　　日												

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。

様式第4号（第3条関係）

天理市指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型
介護予防サービス事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

天理市長 様

所在地

事業者 名称

代表者氏名

印

下記のとおり事業の廃止・休止・再開をしましたので届け出ます。

介護保険事業者番号	
廃止（休止・再開）する事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
休止・廃止・再開の別	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日
休 止 ・ 廃 止 し た 理 由	
現にサービス又は支援を受けて いた者に対する措置 （休止・廃止した場合のみ）	
休 止 予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日

備考

事業の再開に係る届出にあっては、施行規則に定める当該事業に係る従業員の勤務の
体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第5号（第4条関係）

天理市指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型
介護予防サービス事業所指定辞退届出書

年 月 日

天理市長 様

所在地

事業者 名称

代表者氏名

印

下記のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

介護保険事業者番号									
指定を辞退する施設	名称								
	所在地								
指定を受けた年月日	年 月 日								
指定を辞退する年月日	年 月 日								
指定を辞退する理由									
現に施設に入所している者に対する措置									

備考

指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成28年 4 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第129号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、渋谷町町内会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成28年 4 月 6 日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市渋谷町370番地	松本	吉一
変更後	代表者	天理市渋谷町368番地	河口	則之
変更年月日		平成28年 4 月 1 日		

(平成28年 4 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第130号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、海知町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成28年 4 月 6 日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市海知町116番地 3	平田	博三
変更後	代表者	天理市海知町145番地 2	島岡	日出男
変更年月日		平成28年 4 月 1 日		

(平成28年 4 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第131号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月 6 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 4 月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月 6 日から平成28年 6 月 5 日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年 4 月 7 日 掲 示 済)

天理市告示第132号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の

規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月 7 日
 - 3 移動対象区域
天理市別所町2 3 6番地 8 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月 7 日から平成28年 6 月 6 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月 7 日揭示済)

天理市告示第1 3 3号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月 7 日
 - 3 移動対象区域
天理市別所町2 3 6番地 8 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月 7 日から平成28年 6 月 6 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月 7 日揭示済)

天理市告示第1 3 4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 4 月 7 日

- 3 移動対象区域
天理市別所町2 3 6番地 8 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月 7 日から平成28年 6 月 6 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月 7 日揭示済)

天理市告示第1 3 5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月 7 日
 - 3 移動対象区域
天理市西井戸堂町4 6 9番地 3 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月 7 日から平成28年 6 月 6 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月 7 日揭示済)

天理市告示第1 3 6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 4 月 7 日
- 3 移動対象区域
天理市長柄町6 8 0番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月 7 日から平成28年 6 月 6 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成28年 4 月 8 日 揭示済)

天理市告示第137号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月 8 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 4 月 8 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 4 月 8 日から平成28年 6 月 7 日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 4 月11日 揭示済)

天理市告示第138号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 4 月11日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年 4 月11日 揭示済)

天理市告示第139号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 4 月11日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 4 月11日から平成28年 6 月10日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 4 月12日揭示済)

天理市告示第140号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月12日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年 4 月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 4 月12日から平成28年 6 月11日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 4 月13日揭示済)

天理市告示第141号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月13日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年 4 月13日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 4 月13日から平成28年 6 月12日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 4 月14日揭示済)

天理市告示第142号

平成28年第 1 回天理市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成28年 4 月14日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成28年 4 月21日
- 2 場 所 天理市役所議事場
- 3 付議事件

- 平成28年度天理市一般会計補正予算(第1号)
- 天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 専決処分の承認を求めることについて
- 天理市議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
- 奈良県広域消防組合議会議員の選出について
- 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

(平成28年 4 月14日揭示済)

天理市告示第143号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町中定区自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成28年 4 月14日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市福住町6928番地 1	井上 定夫
変更後	代表者	天理市福住町2133番地 2	榊谷 敏男
変更年月日		平成28年 4 月 3 日	

(平成28年 4 月14日揭示済)

天理市告示第144号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成28年 4 月14日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市福住町10564番地	植西 忠弘
変更後	代表者	天理市福住町10554番地	千葉 幹男
変更年月日		平成28年 4 月 1 日	

(平成28年 4 月14日揭示済)

天理市告示第145号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月14日から平成28年 6 月13日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月18日揭示済)

天理市告示第147号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月18日から平成28年 6 月17日まで(毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第1 7 8号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月19日揭示済)

天理市告示第1 4 8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月19日から平成28年 6 月18日まで(毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第1 7 8号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月19日揭示済)

天理市告示第1 4 9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 4 月19日
- 3 移動対象区域

天理市川原城町2 4 0番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 4 月19日から平成28年 6 月18日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 4 月20日揭示済)

天理市告示第1 5 0号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月20日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年 4 月20日

3 移動対象区域

近鉄・ J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 4 月20日から平成28年 6 月19日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 4 月20日揭示済)

天理市告示第1 5 1号

国土調査法(昭和26年法律第1 8 0号)による地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する告示する。

平成28年 4 月20日

天理市長 並 河 健

1 国土調査として事業計画が定められた年月日

平成28年 4 月 1 日

2 調査を実施する者の名称

天理市

3 調査地域

天理市九条町の一部の地域

4 調査期間

平成28年 4 月20日から平成29年 3 月31日まで

(平成28年 4 月21日揭示済)

天理市告示第1 5 2号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月21日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年 4 月21日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 4 月21日から平成28年 6 月20日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 4 月22日揭示済)

天理市告示第153号

平成28年 4 月21日付で議決のあった平成28年度天理市一般会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

平成28年 4 月22日

天理市長 並 河 健

平成 2 8 年度天理市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度天理市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 3 1 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 6 1 4, 3 1 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		千円 338,953	千円 4,316	千円 343,269
	2 負担金	334,368	4,316	338,684
歳 入 合 計		25,610,000	4,316	25,614,316

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 1,716,648	千円 4,316	千円 1,720,964
	2 清掃費	1,158,357	4,316	1,162,673
歳 出 合 計		25,610,000	4,316	25,614,316

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費負担金	千円 30,044	千円 4,316	千円 34,360	1 塵芥処理費負担金	千円 4,316	千円 山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金
計	334,368	4,316	338,684			

12款 分担金及び負担金

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	市 債	そ の 他				
3 広域塵芥処理費	千円 209,099	千円 4,316	千円 213,415	千円	千円	千円 (負) 4,316	千円	14 使用料及び賃借料	千円 4,316	千円 借地料
計	1,158,357	4,316	1,162,673			4,316				

(平成28年 4 月22日 揭示済)

天理市告示第153の2号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月22日から平成28年 6 月21日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月25日 揭示済)

天理市告示第154号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月25日から平成28年 6 月24日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月26日 揭示済)

天理市告示第155号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 4 月26日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年 4 月26日 揭示済)

天理市告示第156号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月26日から平成28年 6 月25日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月27日 揭示済)

天理市告示第157号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月27日から平成28年 6 月26日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月28日 揭示済)

天理市告示第158号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月28日から平成28年 6 月27日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月28日揭示済)

天理市告示第1 5 9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月28日
 - 3 移動対象区域
天理市平等坊町2 2 4番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月28日から平成28年 6 月27日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月28日揭示済)

天理市告示第1 6 0号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 4 月28日
- 3 移動対象区域
天理市田井庄町7 0 8番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 4 月28日から平成28年 6 月27日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 5 月 2 日 揭示済)

天理市告示第161号

天理市開発指導要領(平成元年 9 月天理市告示第45号)の一部を次のように改正する。

平成28年 5 月 2 日

天理市長 並 河 健

第14条を次のように改める。

(消防水利施設)

第14条 開発事業者は、開発区域内を有効に包含する消火栓又は防火水槽(以下「消防水利施設」という。)の設置に当たっては、奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程(平成26年 4 月 1 日奈良県広域消防組合消防長訓令甲第19号)により設置し、その配置については、開発区域の規模及び地形並びに予定建築物の用途等を勘案して、消防活動に支障が生じないよう、所轄の消防署長(以下「消防署長」という。)と協議の上定めなければならない。

2 開発事業により既存の消防水利施設に支障が生じる場合は、代替の消防水利施設を設置しなければならない。

3 開発事業者は、奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程に基づき、消防車等の活動空地(以下「消防活動空地」という。)を確保しなければならない。

第15条第 1 項中「消防水利施設等」を「消防水利施設又は消防活動空地」に、「所轄の消防署長(以下「消防署長」という。))」を「消防署長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天理市開発指導要領の規定は、この要領の施行の日以後に開発事業に係る事前協議を行う者について適用し、同日前に開発事業に係る事前協議を完了した者については、なお従前の例による。

(平成28年 5 月 2 日 揭示済)

天理市告示第162号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年 9 月天理市条例第31号)第13条第 1 項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 5 月 2 日

天理市長 並 河 健

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 移動日

平成28年 4 月28日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 5 月 2 日から平成28年10月31日まで

(2) 返還時間

自転車等駐車場の営業時間

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

公 告

(平成28年 4 月 8 日 揭示済)

天理市公告第20号

市有財産売払公告

市有財産(物品)の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成28年 4 月 8 日

天理市長 並 河 健

1 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。

【動産：物品】

物件番号 (区分番号)	物件名称	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物品 0 1	テーブルと椅子セット①	1,000	100
物品 0 2	テーブルと椅子セット②	1,000	100
物品 0 3	テーブルと椅子セット③	1,000	100
物品 0 4	テーブルと椅子セット④	1,000	100
物品 0 5	テーブルと椅子セット⑤	1,000	100
物品 0 6	テーブルと椅子セット⑥	1,000	100
物品 0 7	椅子 5 脚	1,000	100

※予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)とは、あらかじめ天理市が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (4) 前記(2)(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) 天理市が定める天理市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及びヤフー株式会社が定めるYahoo!オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができる者であること。
- (7) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有した者であること。
- (8) 「3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。
- (9) 当該市有財産の売払いに関する事務に従事する天理市職員でないこと。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申込み手続

一般競争入札に参加しようとする者は、平成28年 4 月 8 日(金)午後 1 時から平成28年 4 月25日(月)午後 2 時までの間に、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込み手続を行うこと。

(2) 本申込み手続

参加申込み(本申込み)は、(1)により仮申込み手続を完了した後、平成28年 4 月25日(月)までに所定の申込書に必要書類を添付し、天理市総務部総務課に一般競争入札への参加を申し込むとともに市が定めた入札保証金を納付すること。(郵送の場合は、平成28年 4 月25日(月)までの消印を有効とする。)

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所

天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課総務係

(2) 期 間

平成28年 4 月 8 日(金)午後 1 時から平成28年 4 月25日(金)午後 2 時まで

5 入札説明書(市ガイドライン)を交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

6 下見会

下見会へ参加をご希望の方は、平成28年 4 月14日(木)午後 5 時までに、下記連絡先へメールまたは電話にて連絡すること。

- (1) 場 所 奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所地下 1 階
- (2) 日 時 平成28年 4 月15日(金)午前10時～午後 0 時
- (3) 連絡先 天理市総務部総務課総務係

電話番号 0743-63-1001

メールアドレス soumu@city.tenri.nara.jp

※ 下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

7 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場 所

公有財産売却システム上

(2) 入札期間

平成28年 5 月13日(金)午後 1 時から平成28年 5 月20日(金)午後 1 時まで

(3) 開 札

平成28年 5 月20日(金)午後 1 時から

8 入札の方法

(1) 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。

(2) 郵送又は持参による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、天理市が定めた入札保証金を指定された納付方法により入札に参加しようとする者名義で納付しなければならない。なお入札保証金納入に要する経費(振込手数料等)は入札に参加しようとする者の負担とする。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付する。(申出により契約保証金に充当する場合を除く。)

(4) 落札者が、天理市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は天理市に帰属する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

11 落札者の決定の方法

入札期間終了後、天理市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名(名称)とみなす。

12 契約の締結

(1) 落札者は、平成28年 5 月27日(金)午後 5 時までに、天理市が定めた契約保証金(予定価格の100分の10)を納付のうえ契約を締結しなければならない。

13 売払代金の納入

契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において売払代金と既に納付された契約保証金との差額を平成28年 6 月 3 日(金)午後 2 時までに天理市が指定する口座への銀行振込(振込手数料等は落札者の負担とする。)により一括納入しなければならない。

14 落札した売払物件の引渡し期限及び場所

売払代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで天理市が指定する場所において直接引き渡す。

(1) 期 限 天理市が指定する日時まで

(2) 場 所 上記 6 に掲げる場所

15 その他

(1) 契約、引渡しその他要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(2) 落札者が売払代金を完納した時点で、所有権は、落札者に移転する。

(3) 天理市は瑕疵担保責任を負わない。

(4) 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

(5) 契約書作成の可否については、作成を要する。

(6) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地

天理市総務部総務課総務係

電話番号 0743-63-1001

メールアドレス soumu@city.tenri.nara.jp

(平成28年 4 月28日 揭示済)

天理市公告第21号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年 4 月28日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成28年 4 月28日 揭示済)

天教告示第8号

平成28年 5 月 9 日午後 1 時30分から 5 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成28年 4 月28日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成28年 4 月26日 揭示済)

天農委告示第5号

平成28年 5 月 6 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成28年 4 月26日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
議案第2号 農地法第5条に関する申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
議案第4号 農地利用配分計画について
議案第5号 平成27年度天理市農業委員会の活動計画の点検・評価の決定について
議案第6号 その他
①市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成28年 5 月10日 揭示済)

天選告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成28年 6 月 3 日から同月 7 日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成28年 5 月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

公営企業

(平成28年 4 月20日 揭示済)

天理市上下水道局公告第8号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年 3 月天理市条例第1号)第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 4 月20日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫟本第10-1 処理分区	南六条町・中町の一部

(平成28年 4 月26日 揭示済)

天理市上下水道局公告第 9 号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年 3 月天理市条例第 1 号)第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 4 月26日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第 8 処理分区	西長柄町の一部

(平成28年 4 月26日 揭示済)

天理市上下水道局公告第10号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年 3 月天理市条例第 1 号)第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 4 月26日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
樺本北第 3-1 処理分区	中之庄町の一部

(平成28年 4 月26日 揭示済)

天理市上下水道局公告第11号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年 3 月天理市条例第 1 号)第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 4 月26日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 9 処理分区	東井戸堂町・西井戸堂町の一部

(平成28年 4 月26日 揭示済)

天理市上下水道局公告第12号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年 3 月天理市条例第 1 号)第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 4 月26日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 9 処理分区	東井戸堂町の一部